

令和6年度 第2回社会福祉審議会議事録（要点筆記）

日 時 令和6年11月25日（月曜日）
10時00分～11時30分

場 所 江別市民会館37号

出席委員数 19名

出席：井川 達也、五十嵐 友紀子、忍 美佳、菊本 美知子、工藤 祐三、
小高 久子、小町 通洋、相馬 尚子、田尾 和夫、高垣 智、那須 崇、
東 則子、廣橋 賢、藤岡 章一、藤田 政典、松村 昭二、村山 昭二、
森谷 良雄、米内山 陽子

欠席：大澤 真平、今野 渉、酒谷 由美子、八巻 貴穂、義平 大樹

事務局	健康福祉部長	岩渕 淑仁	子ども家庭部長	金子 武史
	健康福祉部次長	四條 省人	健康推進室長	及川 正男
	障がい福祉課長	鈴木 知幸	医療助成課長	大橋 深幸
	子育て支援課長	気境 智道	子ども育成課長	浅木 義博
	管理課長	元木 大輔	管理課総務係長	高松 裕貴子
	管理課総務係主査	磯野 智宏	管理課総務係	寺前 和哉

アドバイザー

江別市社会福祉協議会事務局長	佐藤 貴史
江別市社会福祉協議会事務局長次長	川口 圭太
江別市社会福祉協議会参事	堀込 岳満

傍聴者 なし

議 事

（1）報告事項

- ア 江別市社会福祉審議会の概略説明について
- イ 江別市子ども医療費助成制度における所得制限の撤廃について
- ウ 「江別市子どもが主役のまち宣言」について
- エ 第3期江別市子ども・子育て支援事業計画の策定について

（2）審議事項

- ア 江別市地域福祉計画の策定について

四條健康福祉部次長

皆様、おはようございます。

定刻となりましたので始めさせていただきますと思います。

本日はご多忙の中、ご出席いただきありがとうございます。

また、皆様方におかれましては、「江別市社会福祉審議会委員」をお引き受けいただき、厚くお礼申し上げます。

新任期となりまして本日初めての審議会となります。

本日の進行を務めさせていただきます、江別市健康福祉部次長の四條と申します。

よろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、委員の皆様にご挨拶をさせていただきます。

市長が順に皆様のお席に参りますので、お受け取りいただきますようよろしくお願いいたします。

(市長から委嘱状交付)

四條健康福祉部次長

なお、本日は、現在のところ札幌学院大学の澤 慎平様がいらっしゃっていない他、江別医師会の今野 渉様、札幌薬剤師会江別支部の酒谷 由美子様、酪農学園大学の義平 大樹様、北翔大学の八巻 貴穂様におかれましては、ご都合によりご欠席との連絡をいただいております。

それでは、委員の皆様、これから3年間、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、委嘱状の交付を終了いたします。

四條健康福祉部次長

それではこれより「令和6年度 第2回 江別市社会福祉審議会」を開会いたします。本審議会の成立についてご報告いたします。

本日は24名の委員中19名の方にご出席いただいておりますので、江別市社会福祉審議会条例第7条第1項の規定により、委員の過半数が出席しておりますことから、本会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、開会にあたり、市長の後藤よりご挨拶を申し上げます。

(市長挨拶)

四條健康福祉部次長

ここで、本日出席しております市職員をご紹介します。

(健康福祉部・子ども家庭部職員紹介)

なお本審議会は、事案ごとに担当者が入れ替わりながら説明員として参りますので、引き続き、今後ともよろしくお願いいたします。

四條健康福祉部次長

続きまして、次第3「会長・副会長の互選、職務代理者及び部会所属委員の指名、部会長の互選」を行います。

なお、会長・副会長が決まるまでの間は、先例に従い、健康福祉部長が仮議長となって進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

岩淵健康福祉部長

それでは、仮議長として、「会長・副会長の互選、職務代理者及び部会所属委員の指名、部会長の互選」について進行させていただきます。

まず、どのような選出方法が良いかお諮りさせていただきます。
ご意見があればお願いします。

米内山委員

事務局案を提示していただきたいと思います。

岩淵健康福祉部長

ただ今、米内山委員から「事務局案の提示」というご意見がございましたが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

岩淵健康福祉部長

異議がないようですので、事務局案を提示させていただきます。

元木管理課長

事務局としては、保健・医療・福祉全般に造詣が深く、前任期に会長を務めていただいた江別市社会福祉協議会の工藤 祐三委員を会長に、また、広く地域の関係機関等と協働し、地域福祉に携わっておられる、江別市高齢者クラブ連合会の藤田 政典委員を副会長として、提案させていただきたいと思います。

岩淵健康福祉部長

ただ今、事務局から工藤 祐三委員を会長に、藤田 政典委員を副会長にとの提案がありましたので、お諮りします。

(異議なしの声)

岩淵健康福祉部長

異議がないようですので、工藤委員、藤田委員いかがでしょうか。

(工藤委員、藤田委員了承)

岩淵健康福祉部長

ただ今、お二人のご了解をいただきましたので、工藤 祐三委員を会長に、藤田 政典委員を副会長に決定いたします。

それでは会長、副会長は席をお移りいただき、それぞれご挨拶をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(工藤会長 挨拶)

(藤田副会長 挨拶)

会長、副会長ありがとうございます。

これを持ちまして仮議長としての進行を終わらせていただきます。

四條健康福祉部次長

ここで、市長は別の公務のため、退席させていただきます。

四條健康福祉部次長

それでは議事に入ります前に、本日の資料を確認いたします。

(資料確認)

次に、以降の議事を進めていくにあたりましてお願いしたいことがございます。

各種審議会の議事録及び資料につきましては、市のホームページ上で公開することになっており、この審議会においても同様の取扱いといたしますのでご了承ください。

また、議事録につきましては、事務局において発言者の発言趣旨を踏まえて要約して取りまとめ、その後、確認のため皆様にお送りし、必要に応じて修正した上で公開させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、以降の進行につきましては、工藤会長をお願いいたします。

工藤会長

それでは、皆様、改めてよろしくお願い致します。

続いて、「職務代理者及び部会所属委員」を指名いたします。

まず、職務代理者について、条例第4条第4項に基づき、私から指名させていただきます。

そもそも職務代理者とは、会長・副会長の2人とも事故ある時は、代わって進行役を務めるというものでございます。

職務代理者には、森谷 良雄委員を指名いたします。

次に部会の所属ですが、皆様の所属団体や専門分野などを参考に作成された案を、事務局からお預かりしており、こちらも条例第5条第4項に基づき、会長が指名することとされておりますので、私から指名させていただきます。

心身障がい者福祉専門部会には、井川委員、忍委員、高垣委員、那須委員、東委員、松村委員、義平委員の7名を、高齢者福祉専門部会には五十嵐委員、今野委員、酒谷委員、田尾委員、廣橋委員、藤田委員、森谷委員、八巻委員の8名を、児童福祉専門部会には大澤委員、菊本委員、小高委員、小町委員、相馬委員、藤岡委員、村山委員、米内山委員の8名を指名します。

皆様よろしくお願ひいたします。

それでは、ここで事務局から部会ごとに分かれた委員名簿を皆様にお配りします。

(名簿配布)

続きまして、「部会長の互選」を行います。

部会長については部会員の互選によることとなっておりますが、初めてお会いする委員の皆様方が多いですので、皆様がよろしければ、先程のように事務局案をお伺いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

工藤会長

異議がないようですので、事務局案を提示してください。

元木管理課長

事務局といたしましては、心身障がい者福祉専門部会には、江別商工会議所からご推薦いただきました高垣委員を、高齢者福祉専門部会には、江別市民生委員児童委員連絡協議会からご推薦いただきました田尾委員を、児童福祉専門部会には、江別市子ども会育成連絡協議会からご推薦いただきました米内山委員を部会長として提案させていただきたいと思ひます。

工藤会長

ただ今、事務局から高垣委員を心身障がい者福祉専門部会の部会長に、田尾委員を高齢者福祉専門部会の部会長に、米内山委員を児童福祉専門部会の部会長にとの提案がありましたので、お諮りします。

(異議なしの声)

工藤会長

異議がないようですが、高垣委員、田尾委員、米内山委員いかがでしょうか。

(高垣委員、田尾委員、米内山委員了承)

工藤会長

それでは、各委員からご了解をいただきましたので、事務局案のとおりに決定いたします。

それでは、次の議題に移ります。

(1) 報告事項「ア 江別市社会福祉審議会の概略について」事務局から説明をお願いします。

元木管理課長

今回は新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、社会福祉審議会の概略について改めてご説明させていただきます。

1 ページの資料 1 をご覧願います。

この審議会は、第 1 条の「目的」にありますように、江別市における社会福祉に関する基本的事項を調査、審議するために設置した、市長の諮問機関という位置付けでございます。

委員の定数は、第 2 条のとおり「24 人以内」、任期は、第 3 条のとおり「3 年」となっており、社会福祉に関する事業に従事されている方と学識経験のある方につきましては、このたび関係団体から 21 名のご推薦をいただき、また市民公募委員につきましては、応募者の中から 3 名を選任し、合計 24 名の委員の皆様にご就任いただいたところ です。

また、先ほど専門部会の所属委員を会長から指名いただきましたが、第 5 条のとおり、本審議会には「心身障がい者福祉」、「高齢者福祉」、「児童福祉」の 3 つの専門部会を置いております。

審議会の開催につきましては、市の社会福祉関連の各施策の進捗状況や各種計画の策定状況を定期的にご報告し、ご意見をいただくため、年 2 回程度の開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

2 ページの資料 2 をご覧願います。

こちらは、社会福祉審議会の委員の皆様にご兼務いただく「江別市地域公益事業等に関する地域協議会」の設置要綱でございます。

第 1 条の「設置」にありますように、社会福祉法人が、社会福祉充実財産、これはいわゆる内部留保から事業継続に必要な財産を差し引いた後の財産になりますが、これを地域公益事業に活用する計画があるときに、地域の意見を反映させるため、地域協議会を設けているものでございます。

第 4 条で、当協議会の委員は、社会福祉審議会の委員をもって充てることとなっておりますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

現在のところ、市内の社会福祉法人の社会福祉充実財産について、地域協議会開催の必要が生じたことがまだありませんので、これにつきましては、開催の必要が生じた際に、改めて詳細のご説明をさせていただきたいと思えます。

なお、この場での説明は割愛させていただきますが、事前にお送りしました江別市の福祉関係の各施策の主要事業や新規の事業、また拡大した事業を掲載した「令和6年度予算の全体像」、江別市の社会福祉に関する各施策の展開方針や重点的な取組等を掲載した「令和6年度 健康福祉部 施策展開方針 計画書」、「個別計画一覧」は、後ほどご参照いただければと思えます。

説明は以上です。

工藤会長

ありがとうございました。

ただ今の説明について、委員の皆様からご意見、ご質問はありませんか。

忍委員

この度、公募で選ばれてこちらの席に座らせていただいています。

私はまだ勉強中の身なので、主人が社会福祉に携わっていきまして、これはどうなのかなどということで、色々主人と一緒に勉強して資料を作って参りました。

質問ですが、資料2の「地域公益事業等に関する地域協議会設置要綱」は、平成29年から施行されており、平成28年の社会福祉法の改正によって、社会福祉法人は公益事業の実施が明記されています。

令和6年までで江別市における社会福祉法人が取り組んだ地域公益事業について教えて欲しいです。

また、地域公益事業を行う社会福祉法人の社会福祉充実計画作成の進捗状況とその内容についても後日示していただきたいのですが、よろしいですか。

元木管理課長

江別市地域公益事業についてのご質問ですが、今、江別市内の社会福祉法人の中で地域公益事業を行っている法人はございません。

社会福祉充実計画の作成もない状況でございます。

忍委員

わかりました。

ありがとうございます。

工藤会長

他にご意見、ご質問などありますでしょうか。

(なしの声)

それでは、次の報告事項から副会長に代わって進行いただきますのでご了承いただきたいと思います。

藤田副会長

以降につきまして、会長に代わって進めさせていただきたいと思います。

(1) 報告事項「イ 江別市子ども医療費助成制度における所得制限の撤廃について」事務局から説明をお願いします。

大橋医療助成課長

「江別市子ども医療費助成制度における所得制限の撤廃について」ご説明いたします。4ページの資料3をご覧ください。

江別市では、子どもの医療費の一部を保護者に助成することによって医療費の負担軽減を図り、あわせて子どもの健康増進と健全なる育成を図ることを目的に、子ども医療費助成制度を実施しています。

今年4月からは、通院医療費の助成を拡大し、通院・入院医療費ともに0歳から中学3年生までの子どもを対象に助成をしております。

資料の説明であります、「1 概要」にありますとおり、江別市の子ども医療費助成制度は、児童手当の所得制限に準拠し、助成要件として保護者の所得制限を設けておりましたが、児童手当法の一部改正により、10月から児童手当の所得制限が撤廃されたことから、子ども医療費助成についても、保護者の所得制限を撤廃し助成対象を拡大しました。

これにより、市内に住民登録がある中学3年生までの全ての子どもが医療費助成の対象となりました。

これまで、市の医療費助成を受けていなかった中学3年生までの子どもの保護者には、勧奨通知を送付のうえ申請受付を行い、申請された方には、すでに受給者証を発送しており、10月1日診療分から助成対象となっております。

次に、「2 現在の助成範囲及び内容」であります、未就学児、小学生、中学生に分けて医療費助成の範囲を示しております。

説明は以上です。

藤田副会長

ありがとうございます。

ただいま事務局から子ども医療費の助成制度につきまして、未就学児、小学生、中学生、それぞれの内容につきまして網羅されておりますけれども、委員の皆様からご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声)

藤田副会長

それでは次の議題に移ります。

(1) 報告事項「ウ 江別市子どもが主役のまち宣言について」事務局から説明をお願いします。

気境子育て支援課長

「江別市子どもが主役のまち宣言について」ご説明いたします。

5 ページの資料4をご覧ください。

宣言の策定につきましては、6月6日開催の当審議会において、背景目的や策定趣旨、策定体制、スケジュール等について報告をしたところですが、そのスケジュールに沿って、11月20日に宣言を発表しましたので、その内容等についてご報告いたします。

まず、「1 概要」ですが、江別市では、今年度から新しくスタートした市の総合計画において、まちづくりの基本理念として「子どもの笑顔があふれるまち」を目指すこと、また、未来戦略のトップに「子どもが主役のまちをつくる」ことを掲げております。

これからのまちづくりのためには、大人たちが未来を担う子どもたちの幸せを第一に考えていくこと、またそれをまち全体で共有していることが大切でありますことから、市政施行70周年を迎える節目の年に、「江別の未来を担う子どもたちが、いつも笑顔でいられ、健やかに成長するまち」を目指すため、今回宣言を行ったものです。

次に、「2 経過」ですが、宣言策定にあたっては、子どもの声を聴くため、4月に市内の小学校・中学校・高校の協力を得ながら、アンケート調査による意見集約を行いました。

そして、その結果も踏まえながら、宣言の素案を作成し、その内容の検討については、7月から8月にかけて、江別市子ども・子育て会議において、計3回の協議を行っております。

また、宣言案については、9月から10月にかけて、意見公募（パブリックコメント）を実施し、10人の方から10件のご意見をいただきました。

その結果も踏まえ、10月末に江別市子ども・子育て会議で最後の検討を行い、11月20日の市長定例記者会見において、宣言を発表しております。

次に、「3 内容」ですが、宣言の内容は、子どもの幸せを第一に、そして子どもの自己肯定感や子ども自身の育つ力も大切にしながら、子どもにとって最善の利益を考える「子どもが主役のまち」を目指すために、4つの基本姿勢を掲げています。

その4つとは、①子ども一人ひとりが権利の主体であることを尊重するとともに、子どもの意見をまちづくりに反映すること、②子どもが自ら育つ力を発揮できるような環境づくりに取り組むこと、③子どもを育てる大人も笑顔になれるような子育て支援に取り組むこと、④地域ぐるみで子どもの成長を支えていくこと、になります。

次に、「4 期待する効果（ねらい）」ですが、6月の当審議会でも策定趣旨のところでご説明したとおり、宣言を市民が広く共有し、まち全体で子どもを守り育てるという目的の共有化を図り、応援する意識や雰囲気づくりを醸成し、地域一体となって実践できるまちの実現を目指すものです。

次に、「5 今後」ですが、市の各種施策においては、この宣言をしっかりと念頭に置きながら子どもが笑顔でいられるまちづくりを進めていきたいと考えており、市民への周

知については、まずは広報えべつでお知らせして、その後、子ども向けにも分かりやすい形で宣言の内容を学べるよう、学校などと協力して広めていきたいと考えております。

最後に、宣言文と宣言の解説については、6、7ページのとおりです。
説明は以上です。

藤田副会長

子どもが主役のまち宣言、これにつきまして江別市の未来を担う子どもたちがいつも笑顔でいれて、そして健やかに成長するまちを目指す、そのための宣言ということでございます。

今後、広報などによって市民に周知するというお話でしたけれども、委員の皆様からご意見、ご質問はありませんか。

忍委員

内容については理解しましたけれども、資料5のことも少し述べてしまいましたが、宣言や支援事業計画ではなく、さらに進んだ実施計画に該当する事項であることは理解しているつもりではありますが、第6章があまりにもさらっと書かれすぎていて、第6章の充実と具体的な支援体制を望みます。

具体的に意見を述べさせていただくと、「第1編令和6年度予算の全体像」の5ページ、「政策6子育て・教育」において、「スクールソーシャルワーカー事業」でスクールソーシャルワーカーが3人から4人、「スクールカウンセラー事業」で小学校へのスクールカウンセラー派遣が年4時間から月4時間となっており、拡大はしていますが最初が低すぎると感じています。

実際に市内の小学校で、一部の児童が同じ教室で授業を受けられず、個別で授業を受けている状況があり、それが4ヶ月程続きました。

そして、いわゆる学級崩壊という状況に陥ってしまって、担任の先生も心理的にも追い込まれてしまい、わずか担任に就いて6ヶ月で退職されてしまいました。

退職の原因はこのことであるとはもちろん言えませんが、未だに解決できていないのは、当該校の全ての児童にとって不幸なことだと思います。

このような現状があることを踏まえていただきたいと考えます。

私が考える原因は、別冊資料1の20ページ課題5であると考えていますが、情報が遮断されていて全く情報が開示されていないんですよね…。

藤田副会長

忍委員、具体的に今、皆様にご説明されていますけれども、何条何条と言われていますが、他の方は必ずしもご理解いただけないような感じもしますけれども。

忍委員

子どもを笑顔にするためのことだというふうには書いてありますが、具体的にもう少し、その暴力を振っている子どもがなぜ暴力を振っているのかとか、一人ひとりにちゃんと綿密なケアができていないんですよね。

だから、一人ひとりにつかなければいけないのに、あまり一人ひとりについていない状態が続いていたのではないかということでこれを挙げています。

家庭に問題があるのか、その子の発達に問題があるのかわからないですけど、それについても、ちゃんともう少し具体的に、こういうふうに接していかないといけないといったプランニングというのが果たしてできているのかという問題ですね。

それで、先程の学校だけではなくて他のここの周辺の学校でも…。

藤田副会長

すみません、手短かに言っていただきたいんですけども。

これは、この全体の中で議論するべきなのか、あるいは個別の専門会議といいますか、そこでまた議論するかということもあるものですから、少し端的にまとめてください。

忍委員

わかりました。

では、失礼いたしました。

了解です。

藤田副会長

他の委員の方から何かご意見、ご質問はありませんか。

(事務局挙手)

それでは、事務局の方から回答ということで、説明をお願いします。

金子子ども家庭部長

今、忍委員がおっしゃったのは、学校での色々な問題行動、それから学校自体の教育活動のあり方ということだと思いますけれど、学校の教育自体は、ここにあります「子ども・子育て支援事業計画」とは別に、「学校教育基本計画」というのがありまして、その計画について教育委員会主体で検討をして、策定をしているところです。

ただ、「子どもが主役のまち宣言」をしていますし、それから後で出てきますけれども、「子ども・子育て支援事業計画」の中でも、別冊資料1の31ページに「いじめ防止や不登校の子どもへの支援」として、この中で、大きな考え方ですけども、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの仕事を充実していくという考え方を掲載しています。

その中で、個別の事案等に関しては、教育委員会の中でしっかり対応していかなければいけない。

けれども、忍委員が言われたように、個別個別の問題というのは、やはり学校で発生していますので、できるだけ保護者の意見を聞き取ったり、子どもたちの話を聞いたりして、学校は進めていかなければならないというふうに考えておりますので、今日あったお話についても教育委員会と共有していくように努めたいと思っております。

藤田副会長

ありがとうございました。

今、忍委員から意見等ございましたけれども、事務局の方で、関係部局と連携しながら対応していきたいという回答ございます。

他にご意見、ご質問等ございませんでしたら、次に進めたいと思います。

よろしいですか。

(なしの声)

藤田副会長

それでは次の議題に移ります。

(1) 報告事項「エ 第3期江別市子ども・子育て支援事業計画の策定について」事務局から説明をお願いします。

気境子育て支援課長

「第3期江別市子ども・子育て支援事業計画の策定について」ご説明いたします。
8ページの資料5をご覧ください。

まず、「1 市町村子ども・子育て支援事業計画について」ですが、この計画については、「子ども・子育て支援法」に基づき、5年ごとに策定が義務付けられているものです。

内容ですが、保育園や幼稚園、認定こども園、それと放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業に係る「量の見込み」と「提供体制の確保」について定める需給計画となります。

また、それ以外にも、市の展開する様々な子育て関連施策の充実を図るための目標や取組を定める計画でもあります。

現行の第2期計画が、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画となるため、令和7年度からの第3期計画を令和6年度中に策定する必要があるものです。

次に、「2 江別市子ども・子育て支援事業計画について」ですが、先ほどご説明しました「子ども・子育て支援法」に基づく計画であると共に、江別市の場合、現行の第2期計画から、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村子どもの貧困対策計画」としても位置付けしており、第3期計画についても、同じ位置づけで策定を考えております。

次に、「3 策定体制」ですが、子ども・子育て支援法に基づき常設している「江別市子ども・子育て会議」において実施してまいります。

次に、「4 策定経過と今後のスケジュール」ですが、これまで計4回の江別市子ども・子育て会議において、計画の骨子案、課題や方針を整理した素案、本計画のメインとなる保育・教育の量の見込み等についてご協議をいただいております。

11月19日に開催した江別市子ども・子育て会議において、計画の案がまとまりましたので、今後は、12月から1月までの期間で意見公募（パブリックコメント）を行い、1月中に江別市子ども・子育て会議を開催し、3月中に第3期江別市子ども・子育て支

援事業計画を決定する予定であります。

最後に、「5 計画素案」ですが、別冊資料として配布しております。

資料準備の関係から、事前に配付しております資料は、10月29日に開催した第6回江別市子ども・子育て会議の資料ですが、先ほどの説明にもありましたが、その後の11月19日にも会議を開催しており、資料については修正箇所等がございますので、本日、右上に「差替え」と記載した資料を配付させていただきました。

本日は、事前に送付した資料の方をもとに、簡単に概要をご説明させていただきます。

それでは、事前に送付しました別冊資料の、まずは目次をご覧ください。

全体の構成は、第2期計画をベースとし、章立てとしては、第1章から第6章まで、そして最後に資料を掲載するイメージです。

次に、1ページ、「第1章 計画策定にあたって」では、この計画がどのようなものかを説明しています。

ここでは、本計画策定にあたり、こども基本法やこども大綱、子どもの権利などを踏まえ、また、子どもが主役のまち宣言との整合性のとれたものとする趣旨を記載しています。

次に、5ページからの「第2章 子どもたちを取り巻く現況」では、前回同様、過去の実績を整理しています。

次に、22ページからの「第3章 子ども・子育てビジョン」では、基本理念、基本姿勢と基本目標について記載しています。

第3期計画では、「江別市子どもが主役のまち宣言」と整合した、子どもの幸せを第一に考え、子どもの気持ちや権利を尊重し、子どもにやさしいまちづくりを目指し、より一層の子育て施策の充実を目指こととしています。

まず、基本理念として「子どもが主役、子どもしあわせのまち・えべつ」を掲げ、23ページの図にあるとおり、この基本理念の実現のため、まず基本姿勢として「子どもの権利の尊重」を大きな柱として、

さらに基本目標として、①「子どもが笑顔で育つ」まちづくり、②「安心して子どもを産み育てる」まちづくり、③「子育てを地域で応援する」まちづくり、を3つの柱として、総合的に施策を展開していくこととしております。

施策の体系図は、26ページの表とおりであり、27ページ以降は、「施策の展開」の詳細を説明した部分になります。

次に、44ページからの「第5章 量の見込みと提供体制」では、子どもの人口推計、昨年度実施したニーズ調査結果及び第2期江別市子ども・子育て支援事業計画期間中のニーズの変化等から、「幼児期の教育・保育」及び「地域子供・子育て支援事業」の量の見込みを算出しております。

次に、59ページ、60ページでは「第6章 計画の推進体制」を記載しています。

最後に、第6章の次のページからは、昨年実施したニーズ調査の概要、生活実態調査・

ヤングケアラー調査の概要、市民意見募集結果、用語説明などを整理いたします。
説明は以上です。

藤田副会長

ただいま説明がありました第3期江別市子ども・子育て支援事業計画の策定につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等ございますか。

五十嵐委員

今日いただいた差替えの資料を見ていて思いましたが、教育機関等のインフラ整備はかなり急がれる課題かなと思っていたんですけども、近年の温暖化等々により、冷房設備の整備というのは結構進んでいると思いますけれども、今、小中学校、児童センター等に関しまして、冷房設備の設置率がどれ位なのかということ、小・中学校は特に災害時の避難所にもなることから、トイレに関しまして、例えば、障がい者とか、車椅子等の子が入れるような誰でもトイレ、また、LGBT等のお子さんに関しても、やはり男の子用・女の子用のトイレになかなか入りにくくて我慢してしまう子もいると聞きますので、そういった誰でも使えるようなトイレが、今、小中学校等にどの位普及しているかということをお聞きしたいと思います。

冷房設備に関しましては、今どれ位設置が進んでいるかということもお聞きしたいところです。

よろしくをお願いします。

藤田副会長

ただいま五十嵐委員から、冷房設備の整備状況、またトイレについてご質問がございましたが、事務局から即答できますか。

気境子育て支援課長

こちらの計画の部分については、子ども家庭部以外の所管も連携して目指すべき内容としてまとめている部分がありますが、今日は教育部関連の職員が出席しておりませんので、学校の冷房設備の整備状況等の細かいデータはこちらでは把握しておりませんが、確かに学校では大分進められていますけれども、まだ完全ではないというふうに把握しております。

児童福祉施設につきましても、順次できるところから整備を進めておりますけれども、まだ完全ではございませんので、今後、国の補助金ですとか起債等を利用しながら、財源を確保して整備していくためにも、この計画の中にそういった文言を記載して、今後整備を進めていけるように計画で謳わせていただいております。

具体的な数字についてはここで即答できるようなものを持ってきてございませんので、ご了解いただければと思ってございます。

藤田副会長

よろしいでしょうか。

LGBTのトイレの問題まで入ってくると、所管外だと思いますので、少し時間がかかると思います。

他に委員の方からご質問、ご意見ございますか。

(なしの声)

藤田副会長

次に「次第2 審議事項」に移ります。

審議事項「ア 江別市地域福祉計画の策定について」事務局から説明をお願いします。

元木管理課長

第5期江別市地域福祉計画の策定についてご報告いたします。

9ページの資料6をご覧ください。

まず、「1 策定経過」についてであります。第1回社会福祉審議会で地域福祉計画策定部会の設置を決めてから、これまで計4回の策定部会を開催し、ご議論いただいたほか、7月から8月にかけて市民アンケート調査を実施し、計画案の作成を行ったところです。

次に「2 計画案等」につきましては、別冊資料2となります。

具体的な内容については、このあと担当者からご説明いたします。

次に、「3 今後の予定」についてですが、12月9日から1月9日までパブリックコメントを実施します。

2月開催予定の第3回の本審議会でパブリックコメントの結果を踏まえた最終計画案についてご審議いただき、3月の計画完成を目指しております。

最後に、「4 パブリックコメント実施概要」についてですが、募集期間は、先程ご説明した12月9日から1月9日までであり、資料の配布場所などは、市ホームページほか、記載のとおりでございます。

提出方法は、持参ほか、記載のとおりでございます。

ただいまご説明したパブリックコメントの内容につきましては、「広報えべつ」12月号でご案内する予定です。

計画の具体的内容について担当者から説明いたします。

磯野管理課総務係主査

第5期江別市地域福祉計画（案）の概要についてご説明いたします。

別冊資料2をご覧ください。

まず、1ページをご覧ください。

「第1章 計画策定にあたって」の「1 計画策定の趣旨」では、少子高齢化やライフ

スタイルの多様化、コロナ禍等を背景に、地域のつながりが希薄化し、制度の狭間で支援が届かないケースや複数の課題が重なるケース、これまで福祉サービスを利用したことがない方々の課題などがみられるようになってきた中、国が進める「地域共生社会」の実現に向けて、成年後見制度や再犯防止の視点も含みながら、法改正等に基づき本計画を策定した旨を記載しております。

次に、2ページをご覧ください。

地域福祉計画は、「えべつ未来づくりビジョン（第7次江別市総合計画）」の下、福祉に関連する各個別計画の上位計画に位置づけられております。

次に、3ページをご覧ください。

計画の期間につきましては、第7次総合計画に終期を合わせた令和7年度から令和15年度までの9年間としております。

次に、6ページをご覧ください。

6ページから19ページにかけては、「第2章 地域を取り巻く現状と課題」において、人口や世帯、地域活動の現状、そして、地域福祉を支える基盤整備の状況について記載しております。

次に、20ページから23ページをご覧ください。第4期地域福祉計画の評価を記載しており、これまで概ね順調に事業が進んでいるところです。

次に、24ページをご覧ください。

24ページから33ページにかけては、本年7月に実施した市民アンケート調査結果の概要を記載しております。

次に、34ページをご覧ください。34、35ページでは、江別市の現状や市民アンケート調査結果などを踏まえ、地域福祉の推進に係る課題を記載しております。

次に、36ページをご覧ください。

36ページ以降は、第5期地域福祉計画の本体部分になります。

計画の「基本理念」は、第4期計画の「お互いさま、みんなで支えあう地域づくり」の考え方を引き継ぎつつ、えべつ未来づくりビジョンのまちづくりの基本理念に合わせる形で見直しを行い、「みんなでつくる 支えあいのまち」としております。

また、3つの基本目標についても、第4期計画から見直しをしており、基本目標1を「支えあいの仕組みづくり」から「だれもが相談しやすい仕組みづくり」へと見直し、各分野の相談支援体制の充実を図るとともに、各相談窓口の連携を強化し、包括的な相談支援体制づくりに取り組んでいくことを記載しています。

37 ページ、基本目標2は「互いに支えあう地域づくり」から「お互いの暮らしを支えあう地域づくり」へと見直し、第4期計画に引き続き、地域住民や自治会、民生委員・児童委員やボランティアといった地域の人々の福祉活動を推進するとともに、福祉を担う人材の確保や養成を進めて互いに支え合う地域づくりを進めることを目指すことを記載しています。

また、基本目標3は第4期計画に引き続き「地域福祉を推進する環境づくり」としましたが、基本施策8「地域で生活し続けられる取組の推進」として成年後見制度を含む権利擁護の取組の推進と再犯防止の取組の推進を新たに記載しております。

次に、42 ページをご覧ください。国で示している地域福祉計画策定のガイドラインを参考に、第4期計画の評価などに基づき成果指標と目標を設定しております。第5期計画では、第7次総合計画の計画期間に合わせて計画期間が9年間と長くなったこと、福祉に関する各個別計画において具体的な数値目標を設定していることから、目標値を数値ではなく、増加、維持、減少の方向性を示す矢印へと変更して記載しました。

なお、基本目標2、基本目標3につきましても同様に成果指標を設定しております。

次に、55 ページをご覧ください。

55、56 ページの「第5章 計画の推進に向けて」では、市民・事業者・社会福祉協議会・行政の役割をそれぞれ記載し、次の56 ページでは、計画の検証について記載しております。

次のページからは、今回地域福祉計画に含めることとした「第二期江別市成年後見制度利用促進基本計画」を掲載しております。

66 ページをご覧ください。

66 ページからは資料編となっており、本計画の策定の経過、社会福祉法等の関連する法律、用語解説等を掲載しております。

説明は以上です。

藤田副会長

委員の皆様からご意見、ご質問等ございますか。

忍委員

すでに審議会の前委員が実施していることですので簡単に質問させていただきます。

アンケート調査ですが、郵送調査ですので3,000件の発送と1,254件の回収された用紙の分析は相当の事務量と予算だと思のですが、事務は江別市健康福祉部管理課の職員がされたのでしょうか、又はコンサルティング会社や社会福祉協議会に委託されたのでしょうか。

事務費又は委託費はどれ位の予算だったのか教えていただければと思います。

磯野管理課総務係主査

アンケート調査結果については、管理課でも目を通してはおりますが、コンサルティング会社に調査の分析を委託しております。

事務費につきましては、今、正確な数字を持っておりませんが、予算としては、アンケート調査のみではないですが、全体の計画策定の支援、調査結果の分析も含めた支援として、400万円程度の予算を確保しておりました。

忍委員

了解しました。

藤田副会長

よろしいですか。

忍委員

あとまだまだあるのですが、時間もあると思うので、割愛した方がよろしいですか。打ってはきていますが。

四條健康福祉部次長

恐れ入りますが、全体に関わるということであればこの場でご質問をお願いしたいと思ひますし、個別の確認で終わるということであれば、この審議会が終わった後に、担当にお尋ねいただくのがよろしいかと思ひます。

忍委員

全体ではあります。

大きいところだけ質問します。

39ページの「第4章 施策の展開」について、基本施策1下の図の包括的支援体制の図ですが、この中でイニシアティブをとるのはどこですか。

複合的な問題が出てきたときにどうするのですか。

それを解決するための包括的支援体制の構築であり、もっと言えば、重層的支援体制整備事業は江別市としてどう考えていますか。

基本目標1に相談を持ってくるのであれば、今後の事業展開をリンクさせるべきだと考えます。

多くの市町村では、地域福祉計画と地域福祉実践計画は車の両輪であり、同時に議論しているところが多いようです。

基本目標の2などはほぼ、社会福祉協議会の実施内容だと思うので、4ページの(4)について整合性のより具体的な説明を望みます。

元木管理課長

39ページの包括的な相談支援体制のイニシアティブ、重層的な支援体制の整備事業についてのご質問ですが、基本的には重層的支援体制の整備事業というのは、高齢、障

がい、子ども、介護、こういったところが横串で一体となって支援をしていくという制度でございます。

道内全市 35 市のうち、今、取り組んでいる市は 4 市ございまして、江別市もそれに追いかけて準備をしていくというところでございます。

また、江別市社会福祉協議会の地域福祉実践計画との関連性についてでございますが、まさに今日、事務局側に、江別市社会福祉協議会の職員がアドバイザーとして座っております。

車の両輪ということでお話がありましたとおり、そちらも併せて作成を進めているところでございます。

忍委員

了解いたしました。ありがとうございます。

藤田副会長

他に委員の方からご意見、ご質問等ございますか。

森谷委員

ミスプリントかなと思われるところがあり、確認をいただきたいと思います。

26 ページのグラフに、何年度という説明がありません。

他はみんな年度が記載されていますので、多分ミスプリントだと思っておりますので追加していただきたいと思います。

磯野管理課総務係主査

ありがとうございます。

そのようにしたいと思います。

藤田副会長

他に委員の方からご意見、ご質問等ございますか。

(なしの声)

藤田副会長

以上で、審議事項及び報告事項は終了いたします。

それではここで、会長に進行をお戻しいたしますのでよろしくお願いいたします。

工藤会長

ただいまのご意見、説明をお聞きしておりましたら、事前に資料は送られているものの、なかなか全体的に読むというのは、現実として難しいのではないのでしょうか。

自分が特に深く勉強しておきたいというところを中心にお読みいただいて出席されているとは思いますが、ただやはり、事務局からポイントを説明されたうえで、資料を

読んだ方が効率的かなという場面もあると思います。

今日の事務局の説明を参考にしながら、この後、さらにもう一度読んでみようかという気になっていただければありがたいと思います。

「次第5 その他」について、委員の皆様からご意見・要望等ございますか。

(なしの声)

なければ、事務局から何かございますか。

元木管理課長

それでは私の方から1点ご案内したいと思います。

当審議会の次回の開催につきましては、来年2月中旬頃を予定しております。

日程等詳細が決まりましたら改めてご連絡させていただきますので、その際には、よろしく願いいたします。

工藤会長

ただいま事務局から、次回の審議会開催は2月中旬を予定しているとのことですが、これに合わせて日程調整もお願いしなければならないと思います。

それまで、配布いただいた資料をもう少し、私も含めて読んでいただければと思います。

また、第5期江別市地域福祉計画というのは、社会福祉協議会も関わる非常に重要な計画でございますので、お互いに少し資料の復習をしていただきたいと思います。

さらに新しい資料を送られる可能性がありますので、それも含めて、目を通して出席していただきたいと思います。

本日はどうも、ありがとうございました。